



序論

I. 総合計画の位置づけ

1 策定の背景

(1) 総合計画の策定とまちづくりの推進

本市では、まちづくりを総合的、計画的に行っていくために、これまで4次にわたって、まちづくりの指針となる総合計画を策定してきました。

これまでの策定経過をみますと、昭和52（1977）年11月に市制に移行し、これを契機に、昭和53（1978）年3月、「都市としての基盤づくりの指針」として、初めての総合計画となる「第1次八幡市基本構想」を策定しました。10年後の昭和62（1987）年12月には、「都市としての成長の指針」として「第2次八幡市基本構想」を、平成8（1996）年12月には、「都市としての個性と魅力づくりの指針」となる「第3次八幡市総合計画」を策定しました。そして、平成19（2007）年3月には、「まちづくりの基本指針」であるとともに「市民と行政の協働の指針」となる「第4次八幡市総合計画」を策定し、「自然と歴史文化が調和し人が輝くやすらぎの生活都市」をめざし、様々な施策を実施してきました。

(2) まちづくりを取り巻く社会経済環境の変化

平成19（2007）年の第4次八幡市総合計画策定以降、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、雇用環境の変化、循環型社会の実現に向けた取組の進展、NPOの増加と市民参画型社会の到来、地方分権の進展などまちづくりを取り巻く社会経済環境は大きく変化しました。

市域においては、第二京阪道路、京都第二外環状道路、新名神高速道路といった広域幹線道路の供用開始により、交通の要衝として工業団地への企業の進出が図られ、また、松花堂周辺、流れ橋周辺等の交流拠点の整備等により市内外の交流人口*が増大しています。他方で、第1次基本構想策定前後に急速に整備された都市基盤の老朽化や男山団地の開発期に急増した人口の高齢化、出生率の低下や都市の成熟による転入者の減少に伴う人口減少などの影響により、市の財政状況は、引き続き厳しい状況が続いています。人口減少は、本市のみならず全国的な現象であり、東京一極集中に伴う社会減少と出生率の低迷に伴う自然減少を食い止めるため、平成26（2014）年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、市では平成28（2016）年に八幡市人口ビジョン及び八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

第5次八幡市総合計画は、以上の経緯を踏まえて平成30（2018）年に策定されたものです。

2 計画の位置づけ

平成23（2011）年の地方自治法の改正に伴い、基本構想の策定義務はなくなりましたが、平成28（2016）年6月に八幡市総合計画策定条例を制定し、総合計画を市政の「総合的かつ計画的な運営を図るためのまちづくりの指針」として位置づけ、市議会で議決された基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定することとしました。

総合計画は、全ての施策を総合的、計画的に展開していく基盤となり、個別計画の策定や個別分野間の調整の際にも立ち戻るべき基本指針となります。

また、国や京都府、近隣市町村、広域行政組織が、本市にかかわる計画を策定したり、事業を実施したりするにあたって、尊重すべき指針となります。

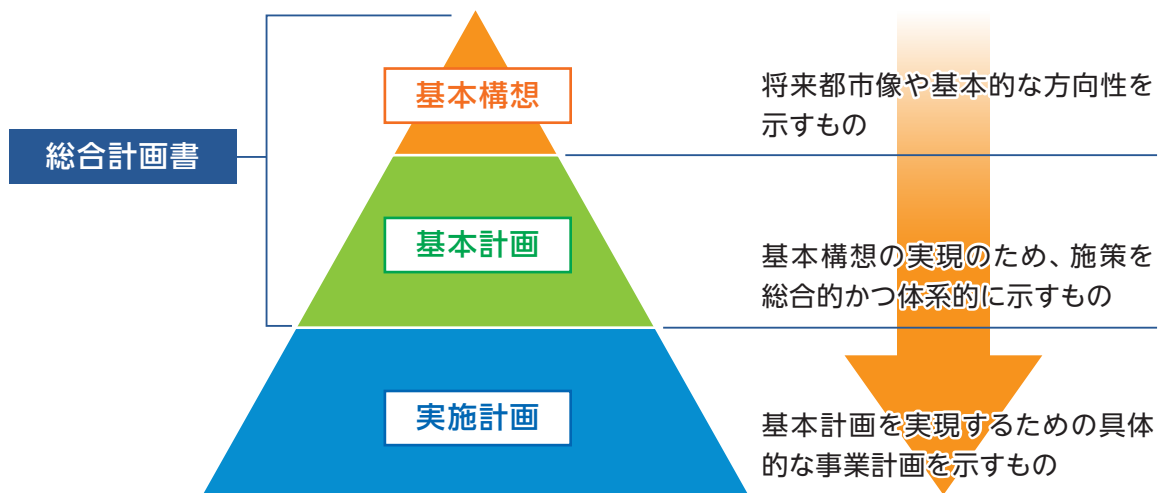
3 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

① 全体の構成

第5次八幡市総合計画は、基本構想及び基本計画によって構成します。

図表 I - 1 総合計画の構成



② 基本構想

基本構想は、本市のめざす将来都市像を示すとともにまちづくりの進め方や基本目標、都市空間形成の方針など、長期的な視点による将来都市像の実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

【将来都市像】

みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち

～住んでよし、訪れてよし

Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～

③ 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像を実現するために、施策を総合的かつ体系的に示す市政の基本的な計画となるものです。

④ 実施計画

実施計画は、本計画とは別に、基本計画を実現するための具体的な事業計画で、事業規模や実施年度を示し、各年度の予算編成や事務事業執行の具体的な指針となるものです。

(2) 計画の期間

計画期間について、長期的なまちづくりの基本指針である基本構想については、平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間としています。基本構想実現のための施策や主要事業を示す基本計画については、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間で前期基本計画とし、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間で後期基本計画とします。また、実施計画については3年計画とし、1年を経過するごとに見直しを行います。

(3) 後期基本計画のポイント

このたび、前期基本計画策定から5年が経過したことを踏まえ、これまでの取組や社会情勢の変化、市民意識の変化などを踏まえた中間見直しを行ったうえで、後期基本計画の策定を行いました。見直しのポイントは以下の通りです。

① 目標の継承と方策の見直し

後期基本計画は、総合計画の「中間見直し」であり、総合計画の基本構想において示さ

れたまちづくりの将来像や基本目標は変わりません。前期基本計画で示された政策の体系は、そのような中長期的な目標を見据えたものとなっています。そのため、後期基本計画においても、基本目標や各節の「めざす姿」は前期基本計画のものを継承しています。その上で、めざす姿を実現するための方策としての施策や主な取組などを社会経済情勢の変化などを踏まえて適宜見直しを行っています。

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

令和2（2020）年以降、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、本市においても市民生活や市政に大きな影響をもたらしました。コロナ禍によって前期基本計画において想定していた取組が十分に実施できなかつたり、逆に想定していなかった取組を実施する必要に迫られたりといった事態が生じました。後期基本計画においては、これらの状況を踏まえた見直しを行っています。

③ SDGsの反映

平成27（2015）年9月の国連総会において採択された、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」）は、国において政府一体となって取組を進める目標となっており、地方自治体においても、この目標を意識した計画づくりが広がっています。SDGsで示されている事項は、既に本市において取組が進められてきたものも多くありますが、後期基本計画の策定において、本市における取組とSDGsとの関係性を改めて確認し、総合計画の推進を通じてSDGsの達成に近づけることを意識しています。



背割堤の桜

Ⅱ. 八幡市の現況

1 人口 —人口減少社会の到来と少子高齢化社会の進行—

本市は、昭和52（1977）年11月1日に人口57,795人で府内11番目の市として発足しました。

市制施行前後の人口の状況をみると、昭和50（1975）年から昭和55（1980）年には36.6%、昭和55（1980）年から昭和60（1985）年には12.2%の増加をみましたが、昭和60（1985）年から平成2（1990）年では増加は4.8%となり、平成5（1993）年に7万6千人を超えたのを境に平成13（2001）年まで減少傾向が続きました。その後、平成23（2011）年までの微増傾向の時期を経て、人口は減少の局面に入り、令和2（2020）年には約7万人となっています。

人口の増減の大きな要因は、男山団地を中心とした男山地域の人口にあり、昭和50（1975）年から昭和55（1980）年には60.4%の増加であったものが、昭和55（1980）年から昭和60（1985）年には3.3%となり、この頃に当該地域の人口が最大となりました。しばらく2万8千人台を推移しましたが、その後は、減少傾向にあり、平成22（2010）年には2万3千人を下回りました。なお、市全体の人口は、近年は美濃山・欽明台地域において住宅地の整備が進んだことにより微増したこともありましたが、平成21（2009）年から転出超過の傾向となるとともに、平成24（2012）年からは、出生数が死亡数を下回る自然減少も始まるなど、本格的な人口減少局面に突入しています。

年齢構成でみると、市制施行後の昭和55（1980）年には男山団地を中心に若い世帯が増加し、年少人口（14歳以下）が30.5%、生産年齢人口（15～64歳）が64.5%、老年人口（65歳以上）が5.0%でしたが、それぞれ平成2（1990）年には21.8%、71.0%、7.2%、平成12（2000）年には14.3%、72.7%、13.0%となっており、令和2（2020）年には、その男山地域の高齢化の進展などが影響し、11.7%、56.8%、31.5%と少子高齢化が進行しています。

2 産業

平成28（2016）年の経済センサスー活動調査によると、八幡市内に立地する事業所で働く人の数を産業大分類別にみた場合、卸売業、小売業が最も多く、次いで製造業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の順となっています。他方で、全国の平均的な産業構造と比較した特化係数*でみると、運輸業・郵便業が2.92と高くなっています。

また、令和2（2020）年の国勢調査では、八幡市の就業者数は約29,000人で、産業別に見ると、第1次産業、第2次産業、第3次産業で働く人の割合はそれぞれ2.0%、22.8%、69.8%となっています。今後は、高齢化に伴って医療・福祉分野で働く人が増えるとともに、広域幹線道路の整備を背景に運輸業など物流関係で働く人も増加すると考えられ、第3次産業で働く人の割合は今後も上昇することが見込まれます。

3 財政

本市は、市制施行後、計画人口10万人を見据えたまちづくりを展開するために、施設整備及び人的配置を行ってきました。しかし、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来により、昭和59（1984）年以来7万人台を維持してきた人口が、令和3年に入って7万人を下回るようになるなど減少傾向が続いている中、地方分権の推進等による市としての役割の拡大に対応しつつ、複雑・多様化する行政課題に対処する必要があります。

こうした中、本市では、義務的経費*の増加と税収入の減少が同時進行しており、財政構造が硬直化しています。今後、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれる一方で、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策等で多額の財政需要が見込まれ、財政運営上の大きな課題となっています。

このため、持続可能な行財政運営の確立を目指し、行財政改革を継続的に実施しており、令和5（2023）年度からは第8次行財政改革実施計画がスタートします。



市庁舎

Ⅲ. 社会経済環境の動向

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と「新しい生活様式*」

令和元（2019）年12月に中国で最初の症例が確認され、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、わが国においても感染が急拡大し、経済や社会活動に深刻な影響を及ぼしました。令和2（2020）年4月に最初の緊急事態宣言が出されて以来、「まん延防止等重点措置」を含めて再三にわたって人々の行動や経済活動を大幅に制限する対策が講じられました。社会経済活動の制限に伴い、景気の低迷や失業者の増加といった問題のほか、人々の交流機会が激減したことによって、自治会活動の縮小による地域コミュニティの希薄化の進行や高齢世帯の孤立、臨時休業や学校行事の制限に伴う教育への影響等、様々な分野に影響が及んでいます。

他方で、感染症の拡大を背景に、キャッシュレス決済等の非接触・非対面のサービスが急速に広まってきており、テレワークやワーケーション*等の新たな働き方といった三密を避けるいわゆる「新しい生活様式*」が定着しつつあります。さらには、デジタル技術の普及が進むなど、人々のライフスタイルにも変化が見られ、今後もこうした傾向が続くと見込まれます。これを受け、行政も住民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化をはかるため、ペーパーレス化やオンライン上で完結できる行政手続きの拡大といったデジタル化の推進が求められています。

2 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の総人口は、平成22（2010）年をピークに減少に転じ、平成27（2015）年国勢調査人口を基準とした人口推計では、令和37（2055）年には1億人を下回ることが予測されています。また、年少人口（0～14歳）の割合は、長期にわたって一貫して低下していることから、少子高齢化や生産年齢人口の減少が見込まれています。

その一方で、高齢者の割合は増加の一途を辿っており、65歳以上の人口は令和2（2020）年に28.7%に達するなど超高齢社会へと突入しています。

今後は、労働力人口の減少や経済活動の縮小に伴い税収が減少する一方で、医療・年金・介護といった社会保障費の増大に伴い地方自治体の財政運営がさらに厳しくなることが予想され、市民生活全般への影響も懸念されています。

3 東京一極集中と地方創生

人口の東京圏への転入超過は、わが国が高度成長期に入った1950年代以降、ほぼ一貫して続いており、1990年代には転入超過数が地方圏と東京圏で一時的に逆転したものの、以降は再び東京圏への転入超過が続いています。

人口の一極集中により、地方圏では高齢化の進行や経済活動、地域活動の担い手の不足が深刻化しており、また、税収が減少する一方で社会保障関連の支出が増加するなど、厳しい財政状況が続いています。こうした中、国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、東京一極集中の是正や地方圏における持続可能なまちづくりを促進する施策に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大以降、地方への移住に関する関心の高まりとともにテレワークを機に人の流れに変化の兆しがみられるなど国民の意識・行動に変化が生じており、各地方公共団体では、関係人口*の創出・拡大等に向けた取組が活発化しています。

4 産業や雇用を取り巻く環境変化

前期基本計画策定時は、継続的な金融緩和政策や訪日外国人の増加に伴う消費や投資の活発化を背景に、日本の経済情勢は比較的好調な状況が続くとみられていました。しかし、消費税の増税や新型コロナウイルス感染症の拡大により、再び景気は後退局面に入り、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の進展も相まって、原油などのエネルギー価格の上昇に伴う物価高騰など、さらなる景気悪化を招いています。

また、生産年齢人口が減少する中で、今後人手不足が経済成長の制約になることが懸念されており、働く意欲がある人の労働参画や労働生産性の向上が必要とされています。こうした中、女性や高齢者などこれまで就業率が低かった層が注目されており、国もこうした層の就労促進のための取組を行っています。他方で、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、時間や場所によらない柔軟な働き方や多様な就業スタイルが増え、このような動向は今後も拡大していくことが予想されています。

5 安心・安全への備え

我が国は、地形、地質、気候などの自然条件から、地震、津波、台風による災害が発生しやすい状況となっており、近年大規模な地震や大規模な豪雨災害が頻発しています。また、今後30年以内に東南海・南海地域における巨大地震が70～80%の確率で発生すると予測されています。

このような中、災害への備えとして、河川・上下水道等のハード面の対策に加えて、

ICT*の活用による防災対策の取組推進や、対策・訓練等における関係機関等との連携の強化等のソフト面の対策強化が求められています。そのため、自主防災組織や消防団の人材確保・育成、地域におけるマップやマニュアルの作成、避難行動要支援者への支援等を進め、「自助」「共助*」「公助」のバランスを取りながら、地域全体で防災力を高めていくことが必要です。

また、防犯や交通安全に関しては、近年、高齢者が関係する犯罪や交通事故が増加しています。今後、高齢者の増加が見込まれていることも踏まえ、このように、高齢者が被害者にも加害者にもならないような対策を講じていくことが求められます。

6 持続可能な社会の実現に向けた取組の推進

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」により、各国に温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組が求められる中、我が国では、省エネルギーや再生可能エネルギー*の拡大を進めてきました。令和2（2020）年10月には「2050年カーボンニュートラル*宣言」を表明され、令和32（2050）年までにわが国全体として温室効果ガスの実質的排出量をゼロにする目標が掲げられました。この表明を受けて、全国の地方自治体でも脱炭素化に向けた動きがみられるようになり、「ゼロカーボンシティ*」などの取組が広がっています。

また、平成27（2015）年9月の国連総会において、持続可能な開発目標「SDGs」が採択されました。SDGsは、「誰ひとり取り残さない」世の中を作っていくことが重要であるとされており、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す目標として、全ての国連加盟国、地域で取り組むべきものとなっています。

我が国でも、政府一体となった取組を進めるため、平成28（2016）年5月に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、政府のSDGs達成に向けた取組の実施やモニタリングを行なっています。また、地方創生の分野においては、平成30（2018）年6月に地方公共団体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する29都市を「SDGs未来都市」として選定し、成功事例の普及発展を図っています。

7 価値観やライフスタイルの多様化

近年、晩婚化、非婚化など結婚や家族構成の変化に加え、女性の社会進出に伴い、共働き世帯が増加するなどライフスタイルの多様化がみられます。また、フルタイム、パートタイム、正規雇用、非正規雇用、定年後の嘱託雇用など、ワークスタイルの多様化も進んでおり、様々な選択肢が担保された上で、あらゆるニーズに対応する制度や、それを認め

合う意識の醸成などが求められています。

加えて、性的マイノリティの権利の獲得や保護に関する機運が高まっており、例えば、地方自治体では同性間でパートナーシップの関係にあることを行政が証明し、官民が提供するサービスの一部で配偶者と同等の権利が付与される「パートナーシップ制度」を導入する事例も増加しています。

また、平成31（2019）年4月に施行された働き方改革関連法では、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現を目指した制度の見直しが行われ、罰則付きの時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の取得義務が盛り込まれました。さらに、令和3（2021）年6月に育児介護休業法が改正され、男性の育児休業取得に向けた取組が進められており、性別を問わず育児休業が取得しやすい環境を整えることにより子育て環境の向上を目指しています。



八幡市全景

IV. 八幡市の主要課題

主要課題1

核家族化、高齢化、働き方の多様化、障がいのあるなしにかかわらず、様々な背景やライフスタイルで暮らす人がいる中で、互いに支え合い共生できる地域づくり

わたしたちが生活する地域は、核家族化や高齢化、単身者の増加といった家族形態の多様化とともに、雇用形態をはじめ仕事と家庭生活の調和や両立に向け働き方が多様化しています。また、企業の人手不足を背景として、外国人材を受け入れる企業は増加傾向であり、今後も外国人労働者が増加していくことが見込まれることから、市民レベルでの国際交流や多文化理解を深めることが必要です。多様な背景の下で暮らす人々が、困ったことがあれば互いに助け合い、共に安心して暮らせる地域づくりが今後のまちづくりの重要な課題となります。

[具体的なテーマ]

- 単身者、高齢者、子育てする親などの孤立の防止
- 障がい者の社会参画、地域における共生
- 年齢、性別・性自認*、国籍、多様な働き方、家族のあり方など、様々な背景の下で暮らす人が共生する地域
- 継続して地域福祉を支える担い手の確保・育成
- 外国人住民と地域住民の共生に向けた取組

主要課題2

少子化が進む中で、未来を担う子どもの成長を地域全体で支え、子どもも大人も幸せに暮らせる地域づくり

子どもを取り巻く環境は、少子化が進行する中で大きく変化しています。核家族の中で育った世代が親となり、地域とのつながりも希薄化した結果、子どもと接する経験の不足や身近に相談できる人がいないことなどから子育てに不安を持つ人が多くおられ、また、共働き世帯が増える中で、仕事と子育てが両立できる環境の整備なども大きな課題となっています。

さらに、ひとり親家庭などを中心とする子どもの貧困問題や大人が担うような家事や家族のケア（介護や世話）を日常的に行う、いわゆるヤングケアラー*への注目も高まっています。これらの課題に向き合いながら、未来を担う子どもの成長を地域全体で支え

ていくことが求められます。

【具体的なテーマ】

- 学力の向上等、次代を生きる力の育成
- 妊娠・出産・子育てまで一貫したサポートの充実
- 仕事、子育て、地域活動のバランスの取れた暮らしが可能な地域づくり
- 発達障がい児の早期療育の充実
- 子どもの貧困問題への対応
- ヤングケアラー*に対する必要な支援
- 就学前施設における1施設当たりの適正な集団規模の確保と民間との協働による教育・保育内容の一層の充実

主要課題 3

少子高齢化が進む中で、すべての市民の健康意識を向上させ、生涯にわたって学び、体を動かし、「健康」で「幸せ」に暮らすことのできる「健幸」地域づくり

少子高齢化が進行し、本市でも人口の約3割が65歳以上の高齢者となっており、その比率は今後も高まる見込みです。少子高齢化の進行は、医療・介護等にかかる社会保障関係経費の増加の要因となります。そういった中、高齢者のみならず、市民の健康意識を向上させ、生涯にわたって、体を動かし、いきいきと生活することへとつなげていくことで、社会保障制度の持続性を高めるとともに、市民一人ひとりが幸福を感じながら暮らすことができる地域づくりを進めていくことが必要となります。

また、感染症の感染拡大局面においては、円滑な検査体制の確保や、治療やケアにあたる医師・看護師の確保、通常医療との両立といった課題が全国的に明らかになりました。このため、圏域や近隣市町の医療機関と連携した医療提供体制の強化が求められています。

【具体的なテーマ】

- すべての市民が生涯にわたり自然と「健幸づくり」を続けられるまちづくり
- すべての市民の健康意識の向上と増え続ける社会保障費用の抑制
- 感染症流行時、市民の健康を守り、健康被害や社会経済機能の低下を抑えるための医療提供体制の確保

主要課題 4

地域の自然・歴史・文化的資源が多くの人に愛され、住む人も訪れる人も幸せになる地域づくり

日本を訪れる外国人観光客は、増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって渡航制限等が行われ、大幅に減少しました。同時に国内の観光客も急激に減少し、観光産業は大きな影響を受けました。今後、アフターコロナを見据えて、再び観光地と観光産業の強化を図っていく必要があります。そのため、文化資源や景観資源をつないだ近隣都市との周遊型観光連携を進めるなど、観光客の滞在時間延伸に向けた取組を行っていく必要があります。また、観光サービスの高付加価値化にも取り組むことで、地域資源の魅力を十分に引き出して活かしながら、地域経済の活性化につなげることが求められます。さらに、これら観光への取組を通じて市民のまちへの愛着と理解を深めていく必要があります。

[具体的なテーマ]

- 国宝*石清水八幡宮等、地域の自然・歴史・文化的資源を活用した魅力の向上
- 地域の愛着と誇りを高める都市イメージの向上
- 茶文化をはじめとする文化の創生
- 来訪者増加・滞在時間延伸に向けた交通機関や周辺地域との連携
- SNS等を活用した観光プロモーションの強化

主要課題 5

新しい交通基盤の整備が進む中であって、美しい田園風景を保全しながら、産業を集積させる活力ある地域づくり

新名神高速道路の延伸を控え、本市はこれまで以上に様々な高速道路が交差する交通の要衝となります。この機会を活かし、地域の活力を支える産業が集積する基盤づくりを進めるとともに、新たな産業の創出や、新事業を展開する創業者の支援を充実することも重要になります。

また、新型コロナウイルス感染症も契機となり、デジタル化の進展等、産業を取り巻く環境が急速に変化しています。今後、これらの変化に対応しようとする事業者を支援することも求められます。

さらに、農業については、高齢化に伴い農業従事者が減少する中で、農業の活性化に向けて新たな担い手の育成や農業の高付加価値化に向けた取組が必要です。

[具体的なテーマ]

- 新名神高速道路全線開通を見据えた土地利用と産業集積の推進
- 橋本駅周辺の整備推進
- 認定農業者*・新規就農者の発掘、認定への誘導

- 農業の経営規模拡大・高付加価値化や持続的な農業経営の確保等に対する支援
- 農業・農村の有する多面的機能を維持することによる美しい田園風景の保全
- スマート技術等を活用した農業技術の承継
- 創業支援についてのワンストップ相談窓口の設置を通じた創業促進

主要課題 6

社会の変化に柔軟に対応し、ハード・ソフト両面で安心・安全が守られる地域づくり

本市では、人口が急増した昭和40年代頃から上下水道や教育・文化・スポーツ施設等、様々な社会基盤の整備を進めてきました。これらの社会基盤の老朽化に対応するため、修繕や建て替え、集約の検討なども含めた様々な対応が必要になってきています。また、地震や風水害などの災害への対策など、これまでの想定を超える様々な事象への対応や少子高齢化の進行、人々のライフスタイルの変化により、公共施設に求められるサービスや機能の変化への対応が必要となることも予測されます。さらには、「新しい生活様式*」に対応した非対面型の行政サービスの提供に向けて、自治体行政のデジタル化が求められています。こういった社会の変化に柔軟に対応しながら、ハードだけでなく、施設の運用方法のあり方などのソフト面も含めて地域の安心・安全が確保されるよう、取組を進めていく必要があります。

【具体的なテーマ】

- 老朽化する都市基盤の更新等と災害に強いまちづくり
- 自助・共助*・公助が機能する地域づくり
- 公共施設の総合的な管理
- 持続可能なまちづくりを支える中長期的な行財政運営
- 自治体行政の効率化、住民の利便性・企業の活力の向上に向けたデジタル化の推進